

災害時における医薬品等の調達に関する協定書

鈴鹿市長（以下「甲」という。）と一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会長（以下「乙」という。）とは、災害発生に際し、鈴鹿市地域防災計画に基づく薬剤師の医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）及び、医薬品、衛生材料等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。この場合、乙は、一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会の代表として、かつ、一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会の会員たる薬剤師の代理人として協定を締結するものとする。

（総則）

第1条 甲は、災害時における救護所等での医療救護活動及び、医薬品等の確保を図るため、乙の別に定める医療救護活動計画等に基づいて行う医療救護活動及び、乙の保有する医薬品等の調達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。
2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する救護所等に派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 救護所等での医療救護活動の内容は、次の各号に掲げる業務をいう。

- （1）医療班の班員として、医師の指示に基づく業務
- （2）救護所等における医薬品に関する相談及び、服薬指導
- （3）その他、医療班の指揮者が指示する業務

（調達要請の方法）

第4条 医薬品等の調達要請は、甲の要請に基づいて文書で行うことを原則とする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（調達医薬品等の範囲）

第5条 甲の要請により乙の会員薬局等が調達する医薬品等の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）医薬品
- （2）衛生材料
- （3）その他甲が指定する物資等

（医薬品等の引渡し）

第6条 医薬品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、医薬品等を確認のうえこれを引取るものとする。

- 2 甲は、前項の職員派遣を代行させることができる。
- 3 乙は、甲の指定する引渡し場所までの搬送は、代行させることができる。
- 4 乙は、引渡した医薬品等について、甲に文書にて報告する。

(医薬品等供給体制の整備)

第7条 乙は、甲から医薬品等の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を別に定める。

2 甲は、乙に対し、医薬品等の保有数量の報告を必要に応じ求めることができる。

(費用の弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

(1) 薬剤師の派遣に伴う経費

(2) 乙が調達した医薬品等の実費弁償

(3) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除き、甲乙協議して定める。

(損害補償)

第9条 甲の要請による医療救護活動に従事し、又は救護所との往復の途中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年市条例第21号)」に準じ損害補償を行うものとする。

2 前項が適応されない場合は、甲乙協議のうえ行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除、変更について申し出がないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間延長されるものとし、以後同様とする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項、又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月25日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

乙 鈴鹿市安塚町638-21
一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会
会長